

六ヶ所村風力開発株式会社「六ヶ所村風力発電所リプレイス事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和5年11月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「六ヶ所村風力発電所リプレイス事業 環境影響評価準備書」について、六ヶ所村風力開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡六ヶ所村及び横浜町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大32,850kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年6月19日
環境大臣意見受理	令和2年8月28日
経済産業大臣意見発出	令和2年9月14日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月19日
住民意見の概要等受理	令和3年1月29日
青森県知意見受理	令和3年4月27日
経済産業大臣勧告発出	令和3年5月14日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和5年2月15日
住民意見の概要等受理	令和5年4月17日
青森県知意見受理	令和5年8月8日
環境大臣意見受理	令和5年8月18日
経済産業大臣勧告発出	令和5年11月9日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話:03-3501-1742(直通)

六ヶ所村風力開発株式会社「六ヶ所村風力発電所リプレース事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、引き続き、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者によるものも合わせて100基以上の風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要である地域である。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果、専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの指針値を複数地点において超過している。特に、気象条件を考慮しない場合、風車の影がかかる時間が年間30時間を超える住居の戸数が10戸増加す

る予測となっている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡来地となっていること等から、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（平成28年4月環境省）に選定されている小川原湖湖沼群が存在しており、対象事業実施区域及びその周辺では、オオハクチョウ等の渡り鳥の飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施により、鳥類に対して移動経路の障害、バードストライク等の影響が懸念される。このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の障害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合には、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライク又はバットストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡及び調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析並びに傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ バットストライク及びバードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

(3) 水環境に対する影響

近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）につい

て、十分に対応可能な性能とすることを評価書に記載すること。また、沈砂池周辺の定期的及び強雨時の環境監視を適切に行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)